

令和6年6月21日

住宅局建築指導課

## 改正建築物省エネ法・建築基準法の全面施行（令和7年4月） に向けた周知方策を共有します！

～第3回「改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議」の開催～

令和4年6月に公布された改正建築物省エネ法・建築基準法では、原則すべての新築住宅・建築物の省エネ基準への適合義務化など、市場への影響が大きいと見込まれる改正事項が盛り込まれており、いよいよ令和7年4月に全面施行を迎えます。

このため国土交通省では、改正法の円滑な施行に向けた実効性のある周知活動を展開するため、関係団体を構成員とする連絡会議を開催し、今後の周知方策や関係政省令等の整備状況に係る情報共有や意見交換等を行います。

### 1. 開催日時

令和6年6月27日（木）15:00～16:30

### 2. 開催場所

東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井カンファレンス セミナールームC・D  
（東京都千代田区紀尾井町1-4 東京ガーデンテラス紀尾井町 紀尾井タワー4F）

### 3. 主な議題（予定）

- ・円滑施行に向けた国の取組について
- ・改正建築物省エネ法・建築基準法の3年目施行について 等

### 4. 参加団体

別紙のとおり

### 5. その他

- ・会議は非公開ですが、報道関係者に限り冒頭あいさつまでカメラ撮影が可能です。
- ・カメラ撮影を希望される方は、令和6年6月26日（水）15時までに、（一財）建築行政情報センター< [inquiry@icba.or.jp](mailto:inquiry@icba.or.jp) >宛に、所属・氏名・連絡先（電話番号及びメールアドレス）をお送りください。  
※当日は、名刺をご持参ください。  
※取得した個人情報は適切に管理し、会議に必要な連絡以外の用途に利用いたしません。
- ・会議資料、議事要旨については後日以下の国土交通省ホームページに掲載予定です。  
< [https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku\\_house\\_tk\\_000168.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000168.html) >

【問合せ先】 住宅局 建築指導課 杉野、高久  
電話：03-5253-8111（内線：39-505、39-538）、03-5253-8513（直通）

第3回改正建築物省エネ法・建築基準法の円滑施行に関する連絡会議  
参加団体名簿

【審査者関係団体】

日本建築行政会議（企画委員会）  
日本建築行政会議（指定機関部会）  
一般社団法人住宅性能評価・表示協会

【住宅生産団体】

一般社団法人住宅生産団体連合会  
一般社団法人 JBN・全国工務店協会  
全国建設労働組合総連合

【設計者団体】

公益社団法人日本建築士会連合会  
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会  
公益社団法人日本建築家協会  
一般社団法人建築設備技術者協会  
一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会

【建設業団体】

一般社団法人全国建設業協会  
一般社団法人日本建設業連合会

【関係団体】

一般社団法人木を活かす建築推進協議会  
一般社団法人全国木造住宅機械プレカット協会  
一般社団法人中大規模木造プレカット技術協会  
断熱建材協議会  
一般社団法人全国住宅産業地域活性化協議会  
一般財団法人住宅・建築 SDGs 推進センター  
一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会  
独立行政法人住宅金融支援機構

【不動産関係団体】

一般社団法人不動産協会  
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会  
公益社団法人全日本不動産協会  
一般社団法人全国住宅産業協会  
一般社団法人不動産流通経営協会